

人材紹介業務委託契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という）と吉田通訳人材事務所（以下「乙」という）（有料職業紹介事業許可番号：08-ユ-300396）は、甲が採用する人材の紹介に関し、次の通り人材紹介業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（業務）

甲は乙に、甲の人材採用に関する紹介業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。乙は、甲の求人条件に適合する可能性があり、かつ甲の求人に応募する意思のある人材のうち、乙が適切と判断した人材（以下「応募者」という）を甲に紹介するものとする。

第2条（情報の提供）

甲は、乙が本業務を実施するにあたり、求人条件の詳細、採用後の業務の内容、給与その他乙が必要と判断する情報を乙に提供するものとする。

第3条（選考・採用）

1. 甲は、自らの責任において、乙が紹介した応募者の選考を行い、採用を決定するものとする。
2. 甲は、前項に基づき採用を決定した場合、応募者に交付した「労働条件通知書」の写しを乙に提出するものとする。

第4条（紹介手数料）

1. 紹介手数料は、成功報酬とし、乙から甲に紹介され、甲により採用された者（以下「被採用者」という）が甲に入社した時点で発生するものとする。
2. 甲が乙に支払う紹介手数料は、被採用者1名ごとに、当該被採用者の理論年収（以下により算出される）の~~30~~25%に消費税等を加算した額とする。

理論年収＝（基本給＋職務手当＋その他固定的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く））＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12

なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。

3. 甲及び乙は、前条第2項により「労働条件通知書」の写しが甲から乙に提出された後すみやかに、乙から甲に紹介された採用者ごとに「人材紹介決定に関する覚書」を締結する。
4. 紹介手数料は、次の各号のいずれかに該当する場合についても発生するものとする。
 - (1) 甲が乙から応募者を紹介された日から2年以内に採用した場合
 - (2) 甲が乙から紹介された応募者に直接連絡を取り、直接採用する場合

第5条（支払）

甲は前条に定める報酬を、被採用者の入社日の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第6条（返還金）

1. 甲は、採用者が入社後6か月以内に、自らの都合若しくは自らの責に帰すべき事由により退職し、又は解雇された場合、採用者の最終出勤日の翌日から起算して14日以内（以下「提出期限」という）に、甲所定の「雇用終了報告書」を乙に提出するものとする。なお、甲は、自らの責に帰すべき事由により、「雇用終了報告書」を提出期限までに乙に提出しなかった場合、次項に定める返還金を請求する権利を失うものとする。
2. 被採用者が自己都合により入社後3ヶ月未満に甲を退職した場合、乙は、以下に定める退社日に応じて、受領した紹介手数料に、当該退社日に対応する「返還率」を乗じて算出した金額（以下「返還金」という）を甲に返還するものとする。

退社日	返還率
入社日から1週間未満	90%
入社日から1ヶ月未満	70%
入社日から3ヶ月未満	50%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職又は本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、返還金は支払われない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の返還金は支払われない。

3. 乙は、返還金について、甲から乙に「雇用終了報告書」が提出された日の翌月末日までに、甲の指定する金融機関口座に振込手数料甲負担で振り込むことにより支払うものとする。なお、乙は、退職し、又は解雇された採用者の代替の人材をすみやかに紹介できる場合、甲と協議のうえ返還金の支払を留保できる。
4. 甲は、第4条に定める紹介手数料を乙に支払う前に、採用者が退職し、又は解雇された場合、返還金の額を減額して、前条に基づき紹介手数料を乙に支払うものとする。

第7条（直接取引の禁止）

甲は乙が紹介した応募者に対して、乙から事前の承諾を得ずに直接の連絡をしないものとする。ただし、乙が当該応募者を甲に紹介してから2年経過した場合はこの限りではない。

第8条（関係法令の遵守）

乙は甲に人材を紹介するにあたり、又は甲が乙から人材紹介を受けるにあたって、甲乙それぞれ職業安定法及び労働基準法等関係法令を遵守するものとする。

第9条（差別的な取扱の禁止）

甲は、乙から紹介される応募者を採用するにあたり、その選考について、年齢、性別等、その他差別的な取扱を行ってはならない。

第10条（甲における記録の保管）

甲は、従事すべき業務の内容等労働条件に関する記録を、当該職業紹介が終了する日まで保管するものとする。

第11条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約を通じて相手方から口頭、書面又は電磁的記録を問わず開示された技術上、営業上及び業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という）を本契約の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを立証し得た情報については、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示された時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示された後に公知となった情報
 - (3) 開示された時点で既に保有している情報
 - (4) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (5) 独自に開発し又は知り得た情報
3. 甲及び乙は、前二項の規定にかかわらず、法令又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他公的機関の裁判、規則若しくは命令に従い秘密情報の開示を求められたときは、秘密情報を必要最小限の範囲でのみ開示することができる。但し、甲及び乙は、秘密情報の開示を行った場合、遅滞なくその旨を相手方に通知するものとする。
4. 甲及び乙は、秘密情報を複製する場合、本業務の実施に必要な最小限の範囲にとどめるとともに、複製物についても本条に従い適切に取り扱わなければならない。
5. 甲及び乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、秘密情報の取り扱い及び保管を行い、秘密情報の漏洩を防止するため、適切な手段を講じるものとし、漏洩した場合、ただちにその旨を相手方に通知するものとする。
6. 本条の規定は、事由のいかんにかかわらず本契約が終了した場合でもなお3年間有効に存続するものとする。

第12条（個人情報）

甲は、乙から知り得た、乙が紹介した応募者に関する一切の個人情報について、嚴重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、また、甲の採用目的以外に使用してはならない。また、甲は、採用しないと決めた応募者の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

第13条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反し、又はその責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害（間接的損害、逸失利益は除く）を賠償するものとする。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約する。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。
 - (1) 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
 - (2) 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
 - (3) 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

第15条（不可抗力）

1. 本契約上の義務を、天災地変等の自然災害、暴動・内戦・戦争、労働争議、交通機関の

事故その他不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙それぞれ本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。ただし、本契約に基づく甲の乙に対する金銭支払義務については、本項の適用を受けないものとする。

2. 不可抗力が発生したときは、当該当事者は、直ちに知り得る情報を相手方に通知しなければならない。

第16条（契約の解除）

1. 甲又は乙は、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部又は一部を解除することが出来る。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - (2) 相手方の信用、名誉又は相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、又は、手形もしくは小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、又はしようとしたとき
 - (7) その他前各号に類する事情が存するとき
 - (8) 前各号のほか、相手方の財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
3. 甲又は乙は、第1項各号に定める事由のいずれかが生じた場合、相手方に対する一切の債務の履行につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに負担する債務のすべてを弁済するものとする。

第17条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日より1年間とする。但し、有効期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による異議申し立てのないときは、本契約は1年間同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。

第18条（裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、水戸地方裁判所又は取手簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（協議）

本契約に規定のない事項、本契約の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。但し、両者が合意した場合、相手方に交付するための原本を作成せず、PDF形式に変換した電子ファイルに電子署名をして、電子メールに添付して相手方に送信し合うことにより本契約締結の証とすることができる。

2023年〇月〇日

【甲】 住所：
会社名：

印

【乙】 住所： 茨城県守谷市みずき野 4－1 1－4
会社名： 吉田通訳人材事務所
代表 吉田佑輔

印